

28年1月1日
No.123

発行

練馬西青色申告会



ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

謹賀新年

練馬西青色申告会



練馬西青色申告会 会長 青木 泉

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。また練馬西税務署 木村署長をはじめとする署の皆様には格別のご指導を賜り厚く御礼を申し上げます。

皆様にも最初のお願いです。確定申告が始まりです、例年通りのご協力をお願いいたします。

私も取り巻く経済環境はますます予断を許さない環境ですし、新年早々には北朝鮮の水爆実験の報や中東アラブ地域危機の報が世界中を駆け巡り、わたくし的には不安感増大な新年の幕開けになってしまいました。国内では地震・津波により被災され、原発事故に伴う避難区域の



練馬西税務署長 木村 恭一

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

練馬西青色申告会会員の皆様方におかれましては、新春を健やかに迎えることとお慶び申し上げます。皆様には謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、青木会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年も引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、年が明け、いよいよマイナンバー制度が開始されました。会員の

設定により避難を余儀なくされ、未だ10万人の方が県内外で避難生活を続けておられる福島県。首都高速道路がいつ壊れるんだらうかと不安になってしまふほど老朽化したインフラ、いくらお金がかかるのか上限の分からない社会保障費、きりが無いほど難問山積です。そんな不安感も抑えつつ、こうして無事に新しい年を迎えることができた事を感謝する気持ちをもいつも大切にしたいと思っています。

良い事もたくさんあります。高齢化社会と言われながらも当会の役員の方々が本心に頑張っていてくださる。青年部役員も女性部の方々も頑張っていてくださる。職員方もめいっばい頑張っている。つまり、今年もいつものように会員、納税者のお役に立てる練馬西青色申告会は頑張るといふ事です。まだまだ規模は大きくないにせよ小学生を対象に西税務署、税理士会の協力を仰ぎながら当会で租税教室を開催し、未来を担う青少年育成に頑張る練馬西青色申告会。

今年も早く明るい話題を皆様と共有できるよう、役職員一丸となって取り組んで参りたいと思っております。

今一度、皆様方に更なるご協力をお願いいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

皆様方におかれましても、法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者に該当しますと、ご自身が従業員等の個人番号を取り扱う事業者となりますが、個人番号の取扱いにあたっては厳格な保護措置が設けられておりますので、制度をよくご理解いただき、適切な対応をよろしくお願いいたします。

まもなく平成二十七年分の所得税及び復興特別所得税、消費税等並びに贈与税の確定申告の時期を迎えます。税務署では、納税者の利便性の向上と行政手続きの効率化を図るため、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といったICTを利用した申告の推進に取り組んでおります。より多くの方が自宅等からのICTを利用した申告の利便性を実感していただけるよう、一層の利用拡大へのご協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が練馬西青色申告会の一層の飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

確定申告等についての注意点

まもなく確定申告の時期になります。

青色申告会事務所をご利用になる際は次の点にご注意ください。

★満期保険金がある場合

平成27年中に生命保険金や損害保険金が満期となった場合は、受け取った満期保険金、今までに支払った掛金又は保険料を記載した書類（書類が手元にならない場合はその書類を満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べる）をご持参ください。

★公的年金等

日本年金機構等からの公的年金等の源泉徴収票は毎年1月の末日頃に送付されますので、その源泉徴収票をご持参ください。

★社会保険料控除等

確定申告の際、社会保険料控除のうち国民年金保険料等（国民年金法の規定により被保険者

として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金）、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除（新生命保険料、旧生命保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、介護医療保険料）、地震保険料控除を受けようとする場合には、**控除証明書**をご持参ください。

なお、国民健康保険料は控除証明書をご持参する必要はありませんが、平成27年1月1日から12月31日までの実際の支払額等を区役所等にお問い合わせして調べていただくようお願い致します。

★消費税課税事業者の有無等

平成25年分の課税売上高が一千万円を超えている方は、平成27年分の確定申告で課税売上高が一千万円以下である場合でも課税事業者になりますので平成26年分、25年分、24年分の決算書・所得税確定申告書・消費税の確定申告書をご来所の際、必

ずご持参ください。課税売上高には商品や製品の販売代金、請負工事代金、サービス料等、貸店舗や貸事務所の賃貸料のほか業務に使用している建物、車両、機械、パソコンなどの減価償却資産の売却代金も含まれますので平成25年に建物の譲渡を行った方はご注意ください。

なお、課税事業者のうち簡易課税を選択している方で2つ以上の業種をお持ちの方はその年分の課税売上の内訳をその業種ごとに区分して記帳しておいてください。

★納付した又は還付を受けた消費税の処理

平成26年分の消費税の確定申告で消費税の確定申告書を提出して納付した消費税額で平成26年に未払金処理をしていない場合には、平成27年分の経費（租税公課）となります。また、分割払いをしている方は、その支払った金額ではなく平成27年分の経費（租税公課）になりますのでご注意ください。

逆に還付を受けた消費税額で平成26年に未収金処理をしてい

ない場合には平成27年分の収益（雑収入）となります。納付した又は還付を受けた消費税額の記帳処理をしていない会員が多く見受けられますのでご注意ください。

★マイナンバーの記入

皆様のお手元に個人番号の通知カードが届いていると思いますが、平成27年分の確定申告書にはマイナンバーの記入は不要です。

★会計ソフトの使用者に 対するお願い

会計ソフトを使用されている方は会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、USB又はFDなどの記憶媒体にくわえて、仕訳帳、現金出納帳、決算書（損益計算書や貸借対照表のことをいいます。）の1ページから4ページまでをプリントアウトしたものをご持参ください。

なお、決算相談時間は一人1時間とさせていただきますのでご理解のほどお願い致します。

★税金の還付を受ける方

還付される税金の振り込まれる銀行名、支店名、預金の種類、口座番号を調べてください。

★源泉徴収税額表の使用

平成28年分の各月分の給与等に対する源泉徴収税額を求める際には必ず「平成28年分の源泉徴収税額表」を使用し、平成27年分以前の源泉徴収税額表は使用しないようお願い致します。

所得税の税率改正

平成27年分以後の所得税の税率について次のとおり改正が行われました。

改正前		改正後	
課税される所得金額	税率	課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%	195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%	330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%	900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%	4,000万円以下の金額	40%
—	—	4,000万円超の金額	45%

複式簿記決算編講習会

平成27年度複式簿記決算編講習会が12月8日(火)9日(水)、10日(木)に開催されました。講義内容は、練馬西青色申告会事務局職員が講師となり、簡単な教材を用いて12月31日現在の決算整理前の残高試算表から決算書を作成するまでの流れを、棚卸表の作成、減価償却費の計算、経費の家事按分などの決算整理事項について、振替伝票の作成、総勘定元帳への転記及び年次締め切りと翌年への繰越し、精算表の作成方法についての説明などを1回3時間で行いました。

一般的な複式簿記による記帳が青色申告特別控除65万円が受けられる要件の一つであるため、参加者は真剣なまなざしで講習を受けており、前年に引き続き好評でした。なお、この講習会は会計ソフトを使用しない手書きの講習会であり、平成28年も開催する予定です。手書きの方だけでなく、会計ソフトを使用している方もぜひともご参加ください。詳細はチラシにてお知らせいたします。



練馬都税事務所職員による 第三回「固定資産税に関する減額・減免、償却資産の申告のしかたについての講習会」開催

11月20日(金)午前10時から11時30分まで練馬都税事務所職員のご協力を頂き、毎年のように、東京の青色申告会が陳情しております固定資産税の減額・減免をして、提出期限が毎年一月末日までの償却資産の申告のし

かたの講習会を開催しまして11名のご参加を頂きました。



田辺課長代理



羽原課長代理



小原課長代理

評価課長川嶋様よりご挨拶を頂き、さつそく講義に入りました。講義のはじめは、固定資産税係田辺課長代理より固定資産税・都市計画税のあらましと主な減額・減免制度について講義を頂きました。土地・家屋の固定

資産税は、三年に一度評価替えを行い、平成27年度が評価替えの年であること。一月一日が賦課期日なので、それを考慮して、住宅の建築時期を考えた方が良さだろうということでした。

続いて、住宅用地と非住宅用地の税負担の違いについて、土地係羽原課長代理から、非住宅用地の固定資産税が住宅用地に比べ3〜4倍高いお話をし、宅地の評価方法まで丁寧な講義を受けました。最後に、償却資産の申告の注意点について、償却資産係小原課長代理の行った講義では、確定申告において減価償却資産を建物本体のみとして申告する場合は、固定資産税(償却資産)の課税対象となる建物附属設備等を資産所在地の都税事務所別に別途申告する必要がありますということでした。

公務が多忙のなかご協力くださいました練馬都税事務所の職員の皆様、そして、ご参加くださいました皆さまにこの紙面をお借りして深く感謝申し上げます。高橋

充実した人生のための 第二回 資産活用と相続対策について



12月2日(水)午前10時から「資産活用と相続対策について」の講習会を開催しました。講師は、三井住友信託銀行の山崎様にお呼びしまして、20名のご参加を頂きました。

平成二十七年から相続税の基礎控除が従来の六割になったこともありとても盛況でした。

第一部では、「資産活用を考える」という内容で、低金利環境下では預金だけで増やすのは難しい。インフレによる目減りへの備えも考えておきたい。色々な活用方法があるのが不動産。但し、不動産は分割が難しく、相続発生時に「争族」につながる可能性を秘めるのでニーズに合わせた選択が必要である。「家なき子に八割減」のお話から、生前贈与の注意点「ドラ息子」にならないようなアドバイスまでのお話を頂きました。

第二部では、「相続対策を考える」内容で、相続対策をする上での3つのポイントのお話を頂きました。

- ① 相続手続き
- ② 相続にかかる税金
- ③ 遺産分割

最後に遺言は「公正証書で確実にのこす」こと、「ご自身の考えや家族構成、財産内容の変化に応じて見直すこと」のほか、「誰が執行するかを明確にしておくこと」が重要というお話でした。広範囲に亘ったお話で、ご参加の皆さんも知識が深まったようでした。

お忙しいなか講師をお引受け頂いた山崎様、ご参加くださいました皆様に深く感謝申し上げます。高橋

弁護士による 第四回 「不動産所得者のための講習会」開催 「借家契約の更新拒絶にまつわる問題」について

12月15日(金) 第四回不動産所得者のための講習会を開催しました。

おなじみになりました弁護士相澤愛先生の講義で、参加者は28名と前回に引き続き大盛況でした。

講習内容は、賃貸借契約の更新は拒絶したいがどうすればいいか?老朽化したので建て替えた方がいいか?立退料はいくら払えばいいのか?等々の内容で講義を頂きました。

基本的な法律のお話から具体的な裁判例までのお話を事細かに講義頂きましたが、正当理由ありとして更新拒絶が認められるケースは限定的なので、契約期間の満了とともに確実に借家契約を終了させられる方法として定期借家契約を結ぶのが良い方法ではというお話もあり、とても勉強になりました。講義終了後、皆さんからの質問にもきちんとお答え頂き、あつという間の一時間三十分でした。



お忙しいなか講師をお引受け頂きました相澤愛先生、そしてご参加くださいました皆さまに御礼申し上げます。

また来年も開催の予定です。奮ってご参加お願ひ申し上げます。高橋

「税務大学校租税史料室見学と 理化学研究所ギャラリー見学」開催

平成27年11月17日(火)税を考える週間の行事の一環として青年部による「税務大学校租税史料室見学と理化学研究所ギャラリー見学」を開催し、12名の方にご参加いただきました。

ちょうど税務大学内で公開講座が開催されるお忙しい時期でしたが租税史料室の速水教育官と渡辺研究調査員のお二人にご対応いただき渡辺研究調査員にガイドしていただきました。

また、見学が始まる前には以前練馬西税務署で副署長をされていた木村主任教授にご挨拶頂きました。お忙しい中ありがとうございました。

まずご提示いただいたのは練馬に関する昔の史料で、明治時代の地券や青色申告制度が始まったばかりの頃の確定申告関係の書類などを見せていただきました。

そのあと常設展示を見学しました。江戸時代の頃の年貢や酒税の展示から始まり、明治から現代までの様々な史料が展示されていました。その中には作家の宮沢賢二が書いた「税務署長の冒険」という小説もありました。宮沢賢二のイメージからすると少し意外な感じがして興味が湧きました。

研究員の渡辺さんからは時にユモアも交えてわかりやすいガイドをしていただき大変勉強になりました。租税資料室を後にして昼食をとり、理化学研究所に向かいました。

理化学研究所ギャラリーには理研の歴史及びこれまでの様々な分野での研究成果が展示されていました。皆さんご自分の興味のある分野を中心に熱心に見学していました。



理化学研究所見学が終わり、施設を出たところで解散となりました。お世話になりました租税史料室の皆様と理化学研究所の皆様としてご参加いただきました皆様様に感謝申し上げます。

「格闘技エクササイズ」開催

11月19日(木)青年部主催による格闘技エクササイズを開催しました。講師は青年部の湊副部長にお努めいただき、主催する保谷駅近くのエンジヨイファイティング道場をお借りして開催しました。3回目の開催ですが6名の方にご参加いただきました。

今回は過去2回の内容に加えて新たな試みもありました。初めにパンチとキック動きを一通り行いましたが、ジャブやストレート、蹴りなどの動きに加えて空手のサンチン立ちからの正拳突きなど武道的な動きも行いました。

その後ミット打ちを行い、終盤には初の試みとして順番で湊副部長とマンツーマンで軽めのスパarringを行いました。

スパarringの後はこちらも初の試みとして試し割りを行いました。試し割り用の板として試し割り用の木製のバットを用意されました。それぞれ自分に合った板でチャレンジしていただきました。

試し割の最後に参加者の御一人にキックでのバット折にチャレンジしていただきました。これはさすがに難しいのではと思いましたが見事に成功しました。

その後スクワットを行いエクササイズは無事終了しました。



格闘技エクササイズは来年以降も開催する予定です。お世話になりました。興味のある方はぜひご参加ください。

第3回「茶そば体験 講座」開催

10月20日(火)青年部主催の「茶そば講座」を開催しました。そば打ち体験は今回で3回目となりますが昼の部と夜の部の2回開催し、合計14名の方にご参加いただきました。

開催場所は前回と同じく練馬西税務署近くにある信州そば「佐久」をお借りし、講師は青年部の紙谷副部長にお努めいただきました。

今回は新しい試みとして茶そばに挑戦しました。最初にそば粉と小麦粉を混ぜるときに抹茶も一緒に加えることによりお茶のいい香りが辺りに広がりました。

そば作りの工程で難しいのが麺棒で薄く延ばす「のし」のところ。手順通りだと正方形の形になります。場合によっては菱形っぽくなりますが皆さんほぼ正方形の形になり、たための段階まで進みました。

その後包丁で細切りにし、順番に茹でて食べました。そばの中にお茶の味がしかりと生きており皆さんおいしそうに食べていました。

そば打ち体験は来年以降も実施予定です。お世話になりました。興味のある方はぜひご参加ください。



最後になりましたが今回も協力いただきました紙谷家の皆様様に感謝申し上げます。

マル経融資のご案内

小規模事業者
経営改善資金

※融資限度額：2,000万円
※返済期間：運転資金7年以内 設備資金10年以内
平成28年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.15%(平成27年12月9日現在)

- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%(3年間)
- ※利用できる方：従業員20名以下(商業・サービス業5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談 本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方向問わず利用できます。

- 【法律相談】** 毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)
相談員：弁護士 相談無料
- 【税務相談】** 1月～3月 毎月第1～第4火曜日(3月第4火曜日除く)
4月～12月 (8月休) 毎月第2火曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：税理士 相談無料
- 【問い合わせ先】** 東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F 区民・産業プラザ内
TEL：3994-6521 FAX：3994-6589

提出と申告は、お早めに!!

- 給与支払報告書 …… 提出先：市区町村 期日：2月1日まで
- 固定資産税(償却資産) …… 提出先：都税事務所 期日：2月1日まで
- 法定調書(報酬、料金・契約金など) …… 提出先：税務署 期日：2月1日まで
- 所得税 …… 提出先：税務署 期日：3月15日まで
- 贈与税 …… 提出先：税務署 期日：3月15日まで
- 消費税 …… 提出先：税務署 期日：3月31日まで

～ 会員の皆様へ～

当会のホームページにお店のホームページをリンクしませんか?
会員名アドレスをご記入のうえFAXでお申込下さい。

練馬西青色申告会 担当：大北 FAX. 03-5387-6222